

第2回県立高田松原津波復興祈念公園指定管理者選定委員会

会 議 録

1 日時

令和6年12月12日（木）18時から19時36分まで

2 場所

エスポワールいわて 3階 特別ホール

3 出席委員

内田尚宏委員、吉田基委員、工藤健人委員、五味壮平委員、小野寺哲志委員（委員長）

4 議事

○ 会議の公開

会議に先立ち、本日の会議の公開、非公開について諮った結果、公開することに決定

(1) 岩手県立高田松原津波復興祈念公園指定管理者募集要項（再公募）（案）について

(2) 今後のスケジュール（再公募）について

.....

議事（1）岩手県立高田松原津波復興祈念公園指定管理者募集要項（再公募）（案）について

議事（2）今後のスケジュール（再公募）について

○ 事務局において資料1及び資料2により説明。

委員長：ただいまの説明に対し、質問はございますでしょうか。

最初、私の方からの確認ですが、再公募に係る募集要項の8ページのところですが、指定管理料額については、応募者がいなかった場合に、指定管理料額の見直しを行うとのことでした。それが今回は、応募要項の8ページにあるとおり約1億2,000万円に見直しをしたこと。そして、仕様については、別紙2の仕様書の32ページにある植栽管理の仕様の部分については、草刈回数が課題であったと思いますが、芝刈回数については、基本的に1回のみとなっておりますが、（第1回委員会では）指定管理者から意見聞いて見直しを行うとの説明であった。これらの内容について説明をしていただきますでしょうか。

事務局：見直しの経過について、説明を申し上げます。まず、10月23日に前回の公募期間

が終了した際、事務局としては、直ちに仕様及び指定管理料額の見直しに着手しなければならないと考え、現指定管理者である一般財団法人公園財団と特定非営利活動法人緑の相談室に対しまして、今回公募時の仕様上の問題点、改善が必要な事項は何かを教えてくださいよう依頼をし、11月12日に具体的な協議の場を設けさせていただいたところです。現指定管理者からは、芝刈年1回では管理が困難であること、現在の職員配置では人員が不足していることから増員等を行うこと、そして今の仕様がない区域において草刈が必要な箇所があることなど、多岐にわたる要望を承った経過があります。

具体的な話に移りますが、どういった内容であるかといいますと、国営追悼祈念施設周辺部は本公園の中核であることから、この部分は芝刈を年4回、そして、その他のエリアは最低年3回の県仕様で芝刈を行っていただきたいということ。さらに、砂利敷の園路の草刈や、公園管理事務所エリア、そして防潮堤の公園側の法面の草刈も追加で行うようにということが示されたところです。また、マルチスタッフという直営で巡視や管理を行う職員の人件費についても、特出しで計上するよう求められたところでございますが、大きな要望事項、検討要請事項は、芝刈回数的大幅増と仕様がないエリアの草刈追加というところに収斂されると思っております。

これを踏まえ、県の見直しの状況です。芝刈回数については、先ほどの説明と重複しますが、県の方でも複数回の開催が望ましいということについては、当然ながら理解をしているところです。国営追悼祈念施設周辺部については、国賓や要人が特に来園されるエリアであるということから、一定の区域については追加措置等を検討できないかということについて、何回かのパターンを検討して、所要額を積み上げながら、検討を重ねてきたところです。一方で、全体の財政状況等も考慮せざるを得ないということとの調整の結果、最低限の管理として指定管理料として、指定管理者に対してお願いする回数は年1回にとどまったということです。ただ、この点につきましては、先ほど説明しましたとおり、特に国営追悼祈念施設周辺部等については、本県の代表的な震災復興の象徴の場でもあり、かつ国内外からも来園者が多くお越しになるという中核的な部分であることは確かであることから、指定管理者とそういった管理上の課題の情報も提供いただきながら、どのような形で、全てを一気に改善できないにしても、管理者の責任として、追加で芝刈をしなければならないということであれば、県において発注等を行い、芝刈等を行いたいという、検討は重ねていきたいと思っております。具体例を申し上げますと、昨年度に全国植樹祭が開催された際は、皇族をはじめ多数本県にお越しいただきました。その際に国営追悼祈念施設周辺部は年1回に加えて年2回ということで追加措置を行い、対策を講じた実績があります。そうした例を踏まえつつ、追加で必要なところについては、県として対応を考えることで整理できないかと考えた次第です。

次に追加要望のあった草刈エリアへの対応です。特徴的なところに絞ってお話をいたします。気仙川側の防潮堤の法面の草刈につきましては、ハマエンドウなどの、いわゆる自然の植生があり、これを生かした公園の部分も必要ではないかと考え、県として防潮堤部分の草刈をすべて行うという計上は見送ったところです。

また、公園管理事務所付近や古川沼エリアの防潮堤の法面部については、例えば陸前高田市観光物産協会が夏に海水浴場の駐車場として使用していることや、三陸花火大会の花火打ち上げ会場となっていることなど、公園の利活用をされている各種団体の収益を上げて活動しているということもあるため、あくまでも任意のお願いであるが、少し公園管理に御協力いただけないところがないかということについて、御相談を持ち掛けつつ、草刈ができないことで公園管理の支障が著しい場合は、県において草刈を対応できないかということは、検討する必要があると認識しています。

このことから、総括的に申し上げますと、芝刈については、現行と同様に、最低限の対応として年1回を指定管理者に確実に行っていただくとしつつ、やむを得ず複数回の芝刈を実施せざるを得ない部分については、指定管理者に追加で行っていただくことを前提とするものではなく、県の財政事情との兼ね合いという前提はありますが、必要な回数については、指定管理者と協議をしながら、何とか少しでも県側でもできるように検討していくという姿勢で今回整理できないかと考えた次第です。

委員長：はい、最低限のところとして、まず芝刈回数は1回とし、あと他に必要だという箇所は県財政との協議を踏まえながら追加していくという考え方ということだと思いますが、何か委員の皆様からご意見、ご質問ございませんか。

D委員：前回と比較して、条件としては少し改善されたのかなと思いつつ、幾つか確認させていただければと思いますが、芝刈年1回ということがやはり今のポイントになっていたことから、先ほど、説明いただきました。ちなみにこれは他の県管理の公園では、どういう考え方で芝刈に係る予算が算定されているのか、他も大体同じように年1回となっているのかどうか、気になったのが1点ありました。

それともう1点、資料1の別紙2の仕様書の32ページのところには、芝刈回数1回と、前回と同様に記載されていますが、それ以外のところは、指定管理者ではなく県で財政事情を見ながら対応を検討するということでしたが、その内容は仕様書の中で何らかの形で記載されているのかどうか。そこのところを教えていただければと思います。

事務局：まず、本公園と同様の事案である、宮城県石巻市にある石巻南浜津波復興祈念公園との比較で説明します。ここの公園については、エリアを分けて1回から複数回実施しております。ただ、石巻南浜津波復興祈念公園については、県による管理面積が高田松原津波復興祈念公園よりも小さいところであり、石巻市の管理エリアが広いところです。本県の管理エリアは約50ヘクタールに対して、石巻南浜津波復興祈念公園は全体面積が38.8ヘクタールですが、県管理面積が12.2ヘクタールとなっています。植栽回数は1回から複数回ということで、エリアによってはかなり頻度が高いところですが、管理エリア自体が本県の約4割ですので、経費面を考慮すると、石巻南浜津波復興祈念公園は少ない経費で済む一方、植栽管理に一定配慮ができやすいと思います。なお、石巻南浜津波復興祈念公園の指定管理料は約4,000万円と伺っています。ただ、管理する面積が大きく違うことから、背景が異なります。

続いて、各公園における植栽の回数ですが、公園の整備経緯等が異なりますので一概には申し上げにくいですが、1例として、御所湖広域公園については、エリアを分けて、例えば、来園者が多く芝生も利用する乗物広場では、回数は年4回となっています。そして、利用が少ない場所につきましては、年1回となっています。御所湖広域公園については、この公園の目的としてレクリエーションが主であり、直接芝生に触れて、遊んだり、ピクニックをしたりなど、芝生と触れ合うところが多いことから、一定の頻度を確保する経緯があったと聞いています。

今回の公募要項の変更に当たり、芝刈1回は確かに足りないというのは、承知してございます。この公園は東日本大震災津波の犠牲者を追悼し、復興したことを未来に発信する公園でもあることから、他の公園のように直接芝生に触れるというケースは少ないというところではあり、複数回の実施は検討しなければならない課題であることは確かですが、最低限度の年1回は指定管理の仕様に盛り込むということで判断したところです。ただし、複数回が必要な事案は当然考えられることから、指定管理とは別に、公園管理者である県として、出来るところはないか、検討は進めていきたいと思えます。

次に、仕様に明記している年1回に加えて、県で追加措置することを検討するという文言を仕様に明記できないかとの話がありました。この点については、仕様書上で明確に、リスク分担等も含めて、明示した方が指定管理者として安心できるという意見はその通りかと推察します。しかし、県の追加実施に当たっては、当該エリアの植栽の生育状況を踏まえた検討が必要なことや、財政事情等もあることから、明確に県側でどこまでできるかということを実時点でお答えできる範囲が限られているというところです。資料No.1の募集要項で運営上のリスクの分担等を記載しており、基本的な役割を明記していますが、最終的には指定管理者との協議を経ながら、公園管理者として県が主体的な役割を担わなければならないということもあることから、指定管理者との協議に応じながら、柔軟に対応できる形を取るというふう考えたところです。

D委員：はい、やはり芝刈がどれぐらいの回数が適切なのかという点は課題です。財政的な面もあるが、あえて申し上げると、他の公園で上限が4回のところがあるということを考えた時に、例えば国営追悼祈念施設は国が管理されていますが、それを少しでも外れると管理が十分行き届いていないということはやはり実感として持っている。これを勘案した場合、やはり一部のエリアだけでも4回、3回というようなことが本来は盛り込まれるべきだと思います。それから、それがどうしても難しいという前提で、リスクも含めるとできないということも当然あり得るとしながらも、公園の管理状況を見ながら県の方でも検討するというのを仕様書の中で書けないものだろうか考えた次第です。

委員長：今の意見に対してはいかがでしょうか。

事務局：確かにD委員の御指摘のとおり、国営追悼祈念施設の周辺部については、現指定管理者から年4回以上の実施を求められていた経緯がございました。県としても財政事情等を踏まえつつも、仕様を超える芝刈が必要な場合について、どういう状況となれば行

うか等について仕様に追記ができないかということと承りました。今回の募集に当たりますは、3年間の指定管理料の上限額を設定し、その上限額の範囲内は、県として保証するという前提での公募となります。それを超える部分については、記載すれば、指定管理者側では一定の担保を取ることができますので、担保を取ったうえで行いたいという意向はもちろんあると思っています。ただ、記載をするとしても、公園の状況等を踏まえ、指定管理者との協議を踏まえて検討する位しか具体的な明記が難しいところです。予算措置など様々な調整を経なければ最終的に確定的なものは申し上げられないところがありますので、記載をするとしたとしても、明確なところは書きにくいところがございます。

事務局（追加）：私からも少し補足させていただきますけれども、一般的な契約書では契約に定めのない事項は甲・乙協議をして定めるという規定を必ず置いておりますので、その部分でフォローさせていただくというのが、最終的な部分と考えます。確かに、財源の問題は、現在しっかり解決はしていませんが、D委員の御指摘とは少し異なりますが、資料No.1の3ページ目に記載されています、全国植樹祭の植栽木管理の部分につきましては、財源の見通しも結構はっきりしていることから、その部分はフォローする領域であり、下草刈り経費はある程度目途が立っていますので、その部分は記載をさせていただきましたけれども、それ以外の部分では、公園管理の状況を見て、問題が生じる部分があれば、指定管理者と協議をしながら、管理に支障がないように予算措置をして、県で対応をしていくということが基本と考えています。

B委員：ちょっと視点を変えて、今回（仕様見直し時）ヒアリングを行ったのは現在の指定管理者ということですが、近年入札が不調に終わることが非常によくあり、そういった時に市町村の担当者がどうしているかといいますと、大変でして、各業者に対して入札に参加してくれませんかとお願いをすることがある。1回目の指定管理になる時に地元の建設会社が応募をした。今回はこうした地元の建設会社等にお声がけしたのかを聞きたい。

事務局：まず、ヒアリングの対象を現指定管理者とした理由でございます。県としては、現指定管理者は、公園の日々の管理状況等について、課題点を率直にご報告いただきながら、自ら努力できるところは努力する形で取り組んでいること、協働の取組についても徐々にではありますが、本公園の基本計画に沿った形での活動が浸透していることから、県として一定の評価をしています。こうしたことから、現指定管理者の方が本来の公園としてあるべき管理という考え方を明確に持っているということで、対象とさせていただいたところです。そして、今回、現指定管理者から提示された要望は非常に大きかったです。それは真剣に考えているからこそその要望であり、このこと自体は評価をしているところです。

B委員から話のありました件ですが、令和3年度に募集をした際に地元の建設会社が応募されました。これは、令和4年度からの指定管理者制度に移行する前に、一時期、県が直営管理をしていたところですが、その時に県が委託した植栽管理を受託した業者で

あり、実績があったということで、応募されたということでございました。9月に募集した際にも、令和3年度と同様に大船土木センターを通して、今回の応募内容等について御案内をさせていただいているところです。また、地元の関係団体や関係企業等については、御案内をさせていただいているところです。

B委員：候補者がいるよということを見せる、こうした部分は大事だと思う。応募するかどうかは別として、こういったところに声をかけていますという情報の出し方が必要ではないかと思いました。

もう1点。先ほど、現指定管理者から防潮堤の裏面の草を刈りたいということでしたが、これは県の海岸等の管理区域だと思いますが。

事務局：場所を詳細に説明いたします。防潮堤の陸側になります。このエリアは区域図では公園エリアとして赤色の枠で囲っています。この部分は公園の基本計画上も自然の植生が期待できるということとなっていることから、これを活かそうという考えを取らせていただいて、草刈等の実施までは仕様に盛り込んでなかったところです。

B委員：現指定管理者は、芝刈1回の仕様の中で、無理に範囲外のところもやりたいと言っているのだと勘違いしました。失礼しました。

C委員：植栽の管理手法、草刈の仕方について詳しいわけではないですが、少し原点に戻ってみたいと思います。改めて考えてみましたが、良好な状態が維持されていればいいわけです。公園管理者側としても、利用者側としてもその通りです。その良好な状態といった基準、何センチであればよいということも人によって違うわけで、明確な根拠があるわけではない。このため、目安として指定管理者には回数で示しており、良好な状態が維持できれば目安を守らなくてもよいわけです。

経営面で考えると芝刈1回をどのように行うかということです。指定管理者側で回数増を求めているということですが、回数で考えれば、外注することを前提とすれば、費用はどんどん増えていきますので、それでは回数を減らした方が良く考えます。他の公園で回数の問題についてあまり記憶がないですが、植栽管理を外注するときもありますが、芝刈・草刈のレベルであれば、公園のスタッフが基本的に対応するので回数という概念がないということもあるのではないかと。外注の方が安いのか、職員自ら実施を含めた方が安いのか、多分そのことを考えて、指定管理者は体制を検討するはずですが。考えるのは指定管理者であることから、個々は任せますということでしょうが、少し研究すれば、外注の方が高いのではないかと。

公園スタッフによる芝刈を外注にすると外注費用が嵩むことになる。そうしたこととなると、B委員のお話しにもありましたが、地元の建設会社が常駐して草を刈るというスタイルの方が現実的であると考えられる。現在の指定管理者の外注の流れは分らないですが、外注することで事業費が嵩む状況ではないかと。それであれば経費は更に増えてしまう。地元の建設会社が行うなど、社員が直接、芝刈等を行う方法、これがプラス

かマイナスになるか計算はしていませんが、管理の仕方としてはそちらの方が合っているのかもしれない。

公園の良好な状態が保てられればよいということですので、利用されている市民から苦情でない程度に管理をし、公園管理者も困らないような運営が確保できれば良いのではと思う。県でも今回予算を増額したことから、私は評価できるものとして応募することもあるかなと考えております。

事務局：まず経費的な節減策という観点での御発言かと思えます。C委員の御指摘のとおり、例えば、御所湖広域公園は、KOIWA I・Fが指定管理者となっております。KOIWA I・Fは、造園等を担っている事業者であり、いわば植栽管理のプロでございます。県で貸与をしている芝刈り機を利用して植栽管理を直営で行っており、受託者で持っているノウハウや、様々な経営面での力量もありますので、直営のスタッフを雇用して、または本社業務と兼務などをしながら取り組んでいるというところから、現指定管理料の範囲の中でやりくりをしながら、良好な景観を保ち続けているところは大きく評価できると思います。

高田松原津波復興祈念公園の場合ですが、現指定管理者の状況をお話ししますと、一般財団法人公園財団と特定非営利活動法人緑の相談室の共同体を結成してございまして、植栽管理は緑の相談室が窓口として引き受けるやり方となっております。植栽は外注を行いつつも、日々の管理は外注が出来かねますので、マルチスタッフという直営のスタッフを置いて管理しています。そして、県の方でも、遅くはなりましたが、中古であります。乗用草刈り機を本年4月に所管替えをして配置をいたしました。それらを活用しながら、直営で一定の経費節減をしながら、取り組めるような環境等については、徐々に作っていきけるよう取り組んでいます。ただし、広大なエリアであることから、現指定管理者が雇用するマルチスタッフ3人だけでは、到底全部はやり切れませんので、やはり大きなエリアは外注をせざるを得ない状況とっておりますので、外注に依存せざるを得ないようなところはあるのかなと考えてございます。

この件について、今回の指定管理料額の範囲の中で、例えば、どのぐらい工夫しながら節減できるかについては、受託者の考え方によりますので、県としては関与するものではないと考えていますが、地元の業者を活用して諸経費を縮減する等の工夫ができる点がありますので、そういったところを検討するなり、指定管理者側の検討に委ねざるを得ないと思っております。ただし、業務の省力化が必要な部分については、将来、貸与備品等の配備等で配慮ができるのではないかと考えております。

D委員：今の件ですが、もちろん節減に努めるべきだと思いますし、指定管理者の工夫すべきところだと思いますが、問題は、芝刈り1回という基準がこの資料の中に入っており、それによって契約額が算定されていると見込まれるということ。であるならば、そもそもの基準が違うということが問題であるともいえる。直営でやるか、発注するかは、指定管理者の判断ですが、その元となる契約金額自体が違うということに関しては、節約の話とは違う話ではないかと思う。例えば、御所湖広域公園では、1回分を外注で算定し、追

加の場合は自前でやってくださいという前提で4回分の契約額を決めているというわけではないと思う。高田松原津波復興祈念公園の場合は外注が前提であるから、1回分の外注経費で契約額を決めているわけでは多分ないのではないのでしょうか。それであれば、同じ基準で考えるべきであり、直営でやるなら直営で積算する、外注するのであれば外注で積算する基準で契約額を決めるべきでは。契約額の範囲でそれをどうやりくりするかは指定管理者の対応となるが。

事務局：具体的に積算の考え方をご説明いたしますと、委員の御指摘への回答になると思っております。

まず、御所湖広域公園の積算の考え方についてです。この公園につきましては、開設が昭和50年代なものですから、長期間にわたり、指定管理者制度が導入される前の管理委託制度の時から約30年にわたる実績があります。現在の植栽管理経費等の算定に当たりましては、県の積算ですと高く算定されることとなります。今までの管理、現在はK O I W A I ・ Fが受けておりますが、直営化をすることによって、随時対応ができたとか、一定の経費の抑制等ができるという点もあり、積算に当たりましては、過去5年間の実績の平均額等を参考にして、算定しているところです。花巻広域公園も同様です。長期にわたっての公園の管理実績がある中で、これ位の規模感であれば一定の水準を確保できるだろうという積算です。

一方、高田松原津波復興祈念公園は状況が違っています。現指定管理期間の指定管理料の植栽管理経費の算定に当たっては、現指定管理期間前における県の直営での植栽管理事業を実施してきた経過があったこと、指定管理者制度時の植栽管理実績がない状況下でございました。このことから、県の積算額をもって指定管理料を算定させていただいたところですが、これは、実績がない中であって、県の公共土木工事の積算にしか、根拠がないという経緯がございます。

今回ですが、指定管理者による管理の状況が浸透し、マルチスタッフを雇用して自ら管理できる場所については行いつつ、やはり一部は外注するという、両方兼ね備えた実施体制でございました。これらを考慮し、3年間における（今年度の予定も含めての）平均を算出させていただいて、マルチスタッフの雇用経費と植栽分に係る外注経費を合算した額の平均を取り、これを基礎額としつつ、今回御提案申し上げた額等につきましては、客観的に見て、労務費等の単価の上げ幅が、3年前とは大きく異なっているという状況が客観的にあることから、その上昇相当分を約4割相当として計算し、過去3年間の平均に、1.4倍した額を積算として採用してはどうかという経緯がございました。

その件について、実績をベースとすることは全庁的な方針として申し上げますと、現指定管理期間につきましても、指定管理者による管理が定着をしている段階におきましては、直営的な管理の方が一番ふさわしいとか、直営+外注のセットが望ましいとか様々な実績を経て、取られた形態が固定しつつあるというところかと思っておりますので、そういったところに即した形の積算ということで対応していくという考え方です。

県ではこの施設に限らず全庁的に指定管理施設の考えとしては、実績の平均をベースとしつつ、外的要因等については、追加措置するといったような考え方がベースとなって



おります。

委員長：基本的には、最初、D委員が言った同じレベルで考えるといったところについては、御所湖広域公園と高田松原津波復興祈念公園とは考え方が違うというところはあるかと思えます。

ただ、一方で、第1回委員会で示した金額の中で示した実績ベースを踏まえた考えは継続しつつ、昨今の人件費等の経費の増額が発生していることから、これを考慮したということですか。

事務局：基本的には、いわゆる価格転嫁を行わなければならない状況下であり、その点については、前回の指定管理料と異なり、プラスアルファをしたのが今回の御提案という形になります。そして、これまでも申し上げましたとおり、指定管理者に対し、例えば年1回の芝刈を3回考えてくださいとか、経営努力的なところを強く促すものではないと考えています。県の仕様としては、確実に行っていただくということが前提ですが、2回、3回が望ましいですよという状況の中、全てを一斉に行うというのではなく、まずは最低限の仕様を守っていただくとしつつ、プラスアルファで出来ない箇所や、安全管理面で追加実施が不可欠なところについては、県に協議いただきながら、県として対応できないかというところを検討することで考えています。

A委員：前回不調に終わったという経過がある中で、今回の仕様・指定管理料で応募してくれるのか、そういう内容となっているのかということが課題である。現指定管理者にもヒアリングをしたとしていますが、ヒアリングでは、現指定管理者は年1回の芝刈では適正な管理ができないということで年3回にして欲しいと要望したが、今回はこれには応えられない内容となっている。県との協議によっては（県が追加の芝刈を）行う、植栽経費は4割上昇するとしても、これは労務費のアップに過ぎず、受注者側からすれば、これで今まで芝刈1回であったが、もう少し楽にできるとか、そういうものではないと思います。それでまた応募するのでしょうか。そこが引っかかる。そうした場合、委員会として、この募集要項を見た時に、同じ中身で改善されていないものを出してきたのかと思われるのではないかと捉え方です。発注者側の思いは聞きました。受ける側として見た時に前回と同じではないか、となると思いますよ。そこで考えられることは何だろうかと思いつながら聞いていましたが、芝刈ですね、現指定管理者は3回刈らせてほしいとヒアリングで言っていた。経費は1回分だけ。これまでどうしていたのか、自費でやっていたのか、スタッフがやっていたのか、もしくは緑の相談室にやってもらって、緑の相談室が対応したのか。それとももう1回見合った状態であったのか。その辺はいかがか。

事務局：まず、現指定管理者のヒアリング時の話ですので、客観的な視点での検証が必要ではありますが、現指定管理者の話とすれば、まず複数回できるように今の指定管理料の範囲内で行うよう努力はしてきたこと。そのため、直営管理のマルチスタッフという方に直営でやっていただかざるを得ない部分については、対応いただいているが、肉体的負担は

重くなっているという話がありました。現指定管理者における収支実績等につきましては、ほぼ収入と支出は均衡しております。逆の視点で説明しますと、今の指定管理料の範囲の中で、経費をやりくりしてきたという経過がございます。このことから、指定管理者からすれば、大損はないですが、大きな得もない、つまりトントンと表現した方が良くかと思えます。つまり、指定管理料の範囲の中で収めてきたところかと思えます。

経費節減の手法とすれば、外注等に要する経費等については節減をしつつ、直営の中でやりくりをしてきたということですが、それが固定化してきたところです。何らかの形で最低限の管理は遵守いただいているわけですが、仕様を超えた部分については、一定、指定管理者側の方で、指定管理料の範囲内で最大どこまでできるかっていうのを見極めながら、取組んできた経過があると考えています。

A委員：植栽のことで御所湖広域公園のスタッフに聞く機会があったのですが、指定管理料は低いですが、植栽はKOIWA Iのプライドとして管理している、それじゃないと会社にとってもマイナスだから頑張っているとの話でした。従業員自身で植栽管理ができる方ですので、外注しなくでもできるように取り組んでいる。そして、内丸緑地はボランティアもいますが、緑の相談室が関わっていて、自分たちの仕事にも繋がるというメリットがあるのでやっていると聞きました。

高田松原津波復興祈念公園の場合、指定管理者は何をやりがいに感じているのか。収支がトントンであれば、受ける側とすれば儲かるわけではない。そういう受ける側のメリットを考えてこなかったところが課題だと思います。もちろん、指定管理料の中で、企業努力によって、売上、利益を上げること自体はよいのですが、それをやっているつもりではあるが、それができない現状だと思います。そこで、現指定管理者でなければ、例えば地元の業者が行ったらより効率よく利益が上げられるような内容になるのかどうか。企業努力でメリットがあるものにできるものなのか。いや、努力してやっても、何れかの評価がされるわけもないということであれば、応募者が出るのは難しいかと。何か、受注者にメリットになるものが出せないか、例えば、公園のエリアを使ってレクリエーションなどの場所を提供して利用料で収益を上げるとかですね。そのようなことができてくればまた違う団体が応募してくることもあるかもしれません。

委員長：昨年、私も都市計画課において、第1回の県立都市公園利活用等推進有識者会議に出たときに、B委員から高田松原津波復興記念公園で何か活用してもらい、そこで利益なり、使用料を取って、それが草刈に繋がればよい、それが指定管理者にとってもメリットになるのではとの話をいただいた。その辺、やっぱりうまく、県から伝わってないところがあって、メリット感をどう打ち出せるかということになってくるのかと思えます。

B委員：やはり指定管理者にとっては、発注者に対して遠慮があると思う。発注者側からもっと対応をしてくださいと言われているのではないかと。そうした中で、植栽管理をどうしようかと悩んでいる部分があると思いますが、もう少し、参加する側に寄り添うしかないのかなと思います。つまり、仕様書自体は変えにくいですが、県は頑張っ

分の芝刈等に対応しますとの話ありましたが、せめて、現地説明会の時には、口頭でもいいですからそうした内容を、温かい言葉で、参加した人に伝えるとか。例えば、芝刈回数の話がありましたが、いつ刈るかなどの相談もあると思う。5月～6月に1回刈るとした場合、7～8月ではものすごく伸びる状態になる。いつ刈るか等の協議の場、県と指定管理者等の関係者が全部集まって、協議会などの場で話し合っていきますなどを、現地説明会などで口頭でも話をしてもらえると、参加した側とすれば、県も一緒になって考えてくれるんだ、自分たちだけ考えるよう求められているわけではないという感じになり、少しお互いに知恵を出しながら、何とかしていきましょうというような雰囲気になる。そういった指定管理の進め方がよろしいのではと思いました。検討をお願いいたします。

現指定管理者とはそういった話し合い、協議といいますか、意見交換会みたいなことはやっているのでしょうか。

事務局：個々の課題の相談はもとより、高田松原津波復興祈念公園自体が複数の管理主体で構成されていることから、連携して対応しなければならないところです。このため、高田松原津波復興祈念公園管理運営協議会を設け、共通課題はその場で議論することとしています。芝刈等に特化した、個別の案件は、公式の協議の場というよりは、個別に指定管理者から連絡を受けて、実際に大船渡土木センターで現地に赴いて対応をしておりますし、経費的な面は、大船渡土木センターの経費で対応できる点は対応してきたところです。直近の話で申し上げますと、本年8月に台風5号が上陸した際、マツ支柱が倒れる被害があったわけですが、その復旧経費については県として追加措置をして作業しておりますが、それだけでは不十分ということで、一部同センターの経費等で、措置できないかということで対応した経緯があります。

日々のコミュニケーションは、現地機関である大船渡土木センターで密に行っていることから、予算の範囲内で、現地の判断で行えるものについては随時対応しており、その点はこれからも進めていくような体制を継続していければと思います。

B委員：あともう1点ですが、全部同じような均質な芝刈をする必要はないと思います。一部のエリアでは自然の植生に任せるという話がありました。管理運営上の話し合いの中で、指定管理者や陸前高田市とも話し合いながら、質を上げる部分と、そうじゃなくてもいい部分を決めていければいいのではないかと思います。ぜひそういったあり方を話し合っていていただければと思います。

C委員：確認ですが植栽の管理状況の把握や指定管理者との調整は、具体的には大船渡土木センターで対応しているのか。市民の苦情などは押さえているのか。次に、指定管理料の支払いはどのように行っているか。

事務局：まず、日々の植栽管理等についてです。大船渡土木センターでは、高田松原津波復興祈念公園の利活用を含めた管理運営に係る諸会合に出席しており、頻りに状況は確認ができています。例えば来客者の苦情とか、あとは実際に今年度あったわけです

が、ハチや害獣が発生したときには、どうしてもその場にいるわけではありませんので、指定管理者の方に応急的な措置を対応いただいたうえで、そういった課題等については、現地確認をしたうえで、予算対応が必要なところは随時検討・調整する形としており、連絡調整は密にしているところです。

次に、指定管理料の支払いですが、通常の委託では委託事業が完了したから支払うわけですが、こういった公の施設の管理は毎月必要な経費が生じるため、指定管理者から1年間の収支計画表を作成させたうえで、毎月請求書を提出いただき、毎月所要額を前金払いしているケースがほとんどです。

D委員：芝刈回数に関し、多分、指定管理者の立場からすれば年1回と仕様に書いてあるので、本当は1回だけやればいいところであり、そうすればその他の経費にお金を回せる。そうなるはずですが、それだと余りにもみつともないことから、仕方がないから芝刈経費にお金をかけざるを得なくて、本来他にかけられるお金が、或いは収入になる部分がなくなってしまうということなのかなと思っている。

だからこそ、もともと指定管理料を上げて欲しいというのが、出るのかなということで、その部分でも一定の努力をしていただいたところかなと。これで受けてくれるかどうか、或いは他の団体が応募するかどうかはよく分かりませんが、(県としては)多分限界まで頑張ったのだらうと思っています。

そして、第1回委員会で回答のあった、管理に係るお金がない分は市民協働で頑張れという話がありましたが、それはやはり、もともとの計画の理念と全く違うことです。ただ、今回はその部分についても、基本的にはそういうことではないということを説明していただきましたので、ほっとしたところでもあります。

委員長：本日は出た意見といたしましては、まず今回の使用で芝刈回数を年1回と記載しており、現指定管理者もそれでは不足していると話をしているところですが、県の考え方としては最低限度の維持管理のために必要なレベルとして1回と記載しており、それ以上の回数については、現時点では財政的な担保がないため何回とは明記できないものの、御相談に応じて県としても出来るところは検討を進めるという姿勢ということで理解しました。その辺、県の考え方をうまく伝えるということで、先ほど委員から話があったとおり、現地説明会などをうまく活用して、応募を考えている方に安心感を持っていただくこと。丁寧に説明して、寄り添う姿勢というお話の意見もいただきましたが、その辺を説明して理解をいただかなければ、多分、それが分からない限りは、芝刈1回では無理だと思われるし、その間はいくら待っても応募してくれる人はいないのかなと思いますので、その辺は丁寧に理解していただければと思っています。

本委員会といたしましては、本日出ました意見、しっかりとその応募しようとしている方に対して県の考え方を伝え、決して無理をお願いしているわけではないというところを理解いただいたうえで、手続きの方を進めることということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

次回の委員会では、応募した方のヒアリングをお伺いするという形にしたいと思いま

すので、事務局に対しては、本委員会で議論となった経緯を踏まえて、県としての姿勢をきちんと伝えてもらえればと思いますので、それを踏まえた上で、公募の手続きを進めていただくということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

本日、各委員の皆様から御意見を頂戴したところですので、きちんと対応していただいた上で進めていただければと思いますので、意見や質問等ありましたら丁寧に対応していただくというところをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは本日の議事につきましてはこれで終了いたしますので進行は事務局の方にお返しいたします。

.....

#### 4 その他

事務局：委員の皆様からは、ございますか。

(委員からの発言はなし)

先ほどの説明にもございましたけれども、次回の選定委員会の日程でございます。来月1月24日金曜日の午後を予定してございます。改めて、委員の皆様の日程の確保、確認をお願いいたします。

それでは本日予定しておりました事項はすべて終了いたしました。委員の皆様、長い時間、大変お疲れ様でございました。また本日いただいた御助言につきましては、管理運営に及ぶことが多かったところです。事務局としましては今回、指定管理者の選定に関わらず、いただいた御助言につきましては、検討し、実現をしていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

.....

#### 5 閉会